

平戸市立津吉小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止のための基本的な方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

【基本理念】

- ・いじめはどの子供にも起こりうる。
- ・どの子供も被害者にも加害者にもなりうる。
- ・児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

【目指す子供像】

- ・いじめない子供
- ・いじめを許さない子供
- ・勇気ある子供

【いじめに係る関係条文：いじめ防止対策推進法より】

- ・第4条：児童等はいじめを行ってはならない。
- ・第9条：保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて

- ① 教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の全教育活動を通して、児童一人一人への徹底を図る。
- ② 教職員は、いじめを許さない学校づくり、学年・学級づくりを推進していくために、児童一人一人を大切にする意識を強くもつとともに、日々の言動に十分配慮する。
- ③ 教職員は、児童の主体的な活動を推進するとともに、保護者や地域住民と連携し、いじめを生まない風土づくりや未然防止に全力を傾ける。
- ④ 教職員は、児童のささいな言動の変化に気付く感性を磨くとともに、組織として対応する。
- ⑤ いじめが発生した場合、教職員はその解決に全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく、継続した指導や観察を行う。

3 いじめ防止のための対策

①いじめの未然防止

【学校の取組】

- いじめについての共通理解（校内研修・職員会議、全校集会・学級活動）
- いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳科・人権教育、読書・体験活動）
- いじめが生まれる背景と指導上の注意についての共通理解
- 自己有用感や自己肯定感の育成
- 「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修や外部講師による講話の実施
- 道徳の時間の充実及び情報モラル教育の実施
- 特に配慮が必要な児童に対する適切な支援及び保護者との連携

【児童の取組】

- 児童自らがいじめの問題について学ぶ。
- いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【保護者・地域住民の取組】

- いじめ防止対策推進法第9条を理解し実践する。
- 日頃から子供が悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- いじめを認知したら、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議する。

②いじめの早期発見（早期発見・早期相談が早期解決につながる！）

【学校の取組】

- 児童のささいな変化に気付く力を高める。
- 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施する。
- 児童が日頃から相談したりいじめを訴えたりしやすい雰囲気をつくる。
- 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配る。
- 個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- 集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

【児童の取組】

- いじめが行われていると思ったときには、周囲の仲間や教職員、大人等に知らせたり、解消に向けて取り組んだりする。

【保護者・地域住民の取組】

- 自分の子供とともに、他の子供にも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

③いじめに対する措置

【学校の取組】

- ① いじめの発見・通報
- ② いじめられた児童・いじめ通報児童の安全確保
- ③ 教頭（不在の場合は生徒指導主任）に報告
- ④ いじめ対策委員会招集・対策協議
- ⑤ 関係児童への事情聴取（いじめの確認）
- ⑥ 被害・加害保護者への連絡

※ 校長は、その都度市教委に報告し、指示及び指導を受ける。

【児童及び保護者への対応】

- | （被害児童及び保護者） | （加害児童及び保護者） | （一般児童及び保護者） |
|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 被害児童へのケア | <input type="checkbox"/> 加害児童への指導 | <input type="checkbox"/> いじめの概要説明 |
| <input type="checkbox"/> 保護者への報告 | <input type="checkbox"/> 保護者への報告 | <input type="checkbox"/> 状況報告 |
| <input type="checkbox"/> 加害保護者との和解 | <input type="checkbox"/> 被害保護者への謝罪 | <input type="checkbox"/> 風評禁止の指導 |
| <input type="checkbox"/> 保護者引き取り | <input type="checkbox"/> 保護者引き取り | |

【保護者・地域住民の取組】

- 被害児童を全力で守る。
- 加害児童に教え諭す。
- いじめは絶対にいじめる側が悪いことを指導する。
- 対応後に何か変化がないか、自分の子供だけでなく他の子供にも目を向け、注意して見守る。
- 変化があったら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する



【解決後の観察・指導】

- 表面的な解決をもって、解決したと捉えない。
- いじめが止んでいる状態が3か月を目安とする。
- 被害児童にカウンセリングを行うなど、内面に寄り添う。
- 被害児童の自己肯定感を高める。
- 加害児童の行動に注意を払う。
- いじめが再発する可能性があるため、日常的に注意深く観察する。

④重大事態への対処（誠意をもって対処し、絶対に解決する！）

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に連絡する。市教育委員会は市長に一次報告を行うとともに、学校に必要な指導や支援を行う。
- ②学校のいじめ対策委員会で調査を行い、市教育委員会に報告する。
- ③市長及び市教育委員会は、再調査が必要であると判断した場合は、教育委員会の下に設置している「いじめ等学校問題サポートチーム」で調査にあたる。
- ④市教育委員会は調査結果を市長に報告する。市長は議会に報告する。
- ⑤市長が再調査が必要と判断した場合には、県教育委員会と連携を図る